

宇治市ZEV普及促進事業費補助金 【EV/PHV/FCV】申請の手引き

令和
8年度

この制度は、宇治市域における温室効果ガスの排出削減を推進し、ZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)の普及を促進することを目的としています。

■補助金額 15万円(定額)

■申請期間 令和8年4月6日(月)～令和9年3月15日(月)必着

△国の「CEV補助金」の交付確定日から【6か月以内】の申請が必要です！

※CEV補助金…一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

■対象者 (以下のすべてを満たす個人・事業者)

- 宇治市民、または宇治市内に事業所がある事業者
- 車検証(自動車検査証記録事項)の「所有者」欄に記載されていること
※ローン購入等の場合は「使用者」欄に記載されていること
- 車両代金等の支払いがすべて完了していること
- 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団関係者ではないこと

■対象となる車両 (以下のすべてを満たす車両)

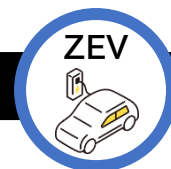
- 国の「**クリーンエネルギー自動車導入促進補助金**」の交付確定を受け、その確定日から【6か月以内】であること
- **電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)**であること ※国内で販売される新車の四輪車両に限る。(中古車は対象外)
- 車検証(自動車検査証記録事項)の「使用の本拠の位置」が宇治市内であること
- 【個人の場合】リース契約や個人間売買により取得した車両でないこと
- 【事業者の場合】リース車両の場合は、リース期間が4年以上であること
- 自動車販売業者の販売促進活動に使用する車両ではないこと

■ 申請から交付の流れ △本補助金は、国の補助金が確定した後に宇治市へ申請する流れとなります。

- 1、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」を申請し、確定通知書を受け取る。
 - 2、宇治市へ申請(国補助金の確定日から6か月以内・最終締切3月15日)
必要書類を揃えて、窓口または郵送で提出する。
 - 3、市ZEV補助金の交付決定兼確定通知書と請求書を受け取る。(申請から2～3週間後)
 - 4、請求書を宇治市環境企画課に提出する。(交付確定通知書を受け取ってから30日以内)
- ※市に請求書到着後、おおむね3週間前後で指定口座へ補助金を振り込みます。

必要書類などは裏面へ





■ 申請に必要な書類

△【重要】令和8年度から申請書の様式が新しくなりました！

必ず「令和8年度版」の新しい申請書をご使用ください。

※最新の申請書は、市ホームページからダウンロード、または窓口で配布しています。

宇治市 ZEV 普及促進事業費補助金
ホームページはこちら



【提出書類】

- 【ZEV用】補助金交付申請兼実績報告書(令和8年度版)
- 「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」のコピー
- 車庫の位置が分かる地図(※集合駐車場の場合は「区画番号」も記入)
- 車両のカラー写真(※車庫に駐車した状態で、ナンバープレートが読めるもの)
- 支払いが完了したことが分かる書類のコピー(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書など)
- 車両名が分かる書類のコピー(注文書、売買契約書など)
- 「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定通知書兼確定通知書のコピー
- (個人の場合) 住民票の写し(発行から3か月以内のもの)
- (法人の場合) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のコピー(発行から3か月以内のもの)
- (個人事業主の場合) 事業を行っていることが分かる書類のコピー(開業届、直近の確定申告書など)
- 市税に滞納がないことを証明する書類(※発行から3か月以内のもの)
※令和8年1月1日時点で宇治市に住民票が無かった人は不要

◎その他、審査において市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

■ その他

補助金の交付を受けた車両の処分制限期間は4年です。やむを得ず制限期間中に処分を行う場合は事前に届け出が必要です。

申請・問い合わせ

宇治市役所 環境企画課 TEL 0774-20-8726

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33

メール kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp